

平成26年（2014年）2月7日

第44回広島市都市計画審議会 議 事 録

事 務 局

都市整備局都市計画課

第44回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成26年(2014年)2月7日 午後2時

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 生田文雄 藤原章正 後藤奏苗 信末一之 米田輝隆

イ 市議会議員 安達千代美 木山徳和 谷口 修 八條範彦 平野博昭 星谷鉄正

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 安達久仁彦

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課課長補佐 森岡敏幸

オ 市民委員 井尾義文 吉田知世

以上 15名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 福田由美子 三浦浩之 青竹美佳

イ 市議会議員 酒入忠昭

ウ 市民委員 吉岡恭子

(3) 傍聴人

なし

4 閉 会 午後3時40分

第44回広島市都市計画審議会

平成26年2月7日

○事務局（新上都市計画担当部長） それでは、ただ今から、第44回広島市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、都市計画担当部長の新上でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、本審議会の委員の改選について、御報告申し上げます。

お手元に、配席表と、その配席表の裏面に「広島市都市計画審議会委員名簿」をお配りしていると思います。

本審議会では、経済関係の学識経験者の委員といたしまして御就任いただいておりますが、広島商工会議所の小畑博文様が、商工会議所の役員改選に伴い、退任なさいまして、欠員となっていたところでございます。この度、同じく広島商工会議所副会頭の信末一之様に、ご就任いただきましたので、ご紹介させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○信末委員 信末でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（新上都市計画担当部長） 以上で、報告を終わらせていただきます。

さて、本日の議題についてでございますが、先に開催通知でお知らせしておりますとおり、2つの議案がございます。

第1号議案は広島駅新幹線口周辺地区の「地区計画の変更」で広島市決定の案件でございます。第2号議案は「広島市景観計画の策定について」でございまして、景観法に基づいて、本審議会の意見を求めるというものでございます。

それでは藤原会長さん、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 本日はお寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。御礼申し上げます。それでは早速でございますが、本日の審議会を始めさせていただきたいと思っております。

御出席いただいております委員の方は、20名のうち15名でございまして、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立しております。

次に本日の議事録の署名をお願いする方を指名させていただきます。本日の署名は後藤委員、それから木山委員、よろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、審議に入りたいと思います。

まず第1号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局（藤田都市計画課長） 都市計画課長の藤田でございます。よろしくお願いいたします。着席にて説明させていただきます。

それでは、第1号議案、本案件は広島市決定となります。議案書は4ページから15ページまでですが、前面のスライドにより、説明いたします。

本地区計画は、JR広島駅新幹線口周辺地区を区域としています。

これは、地区上空から撮影した写真です。赤色の線で囲った範囲が広島駅新幹線口周辺地区地区計画の区域です。黄色の線で囲った範囲が、二葉の里土地区画整理事業の計画区域です。区域内には、土地区画整理事業の施行以前からあるJR西日本広島支社、建替え計画に伴う地区計画の変更について前回ご審議いただいたJR鉄道病院、昨年秋に完成したイズミ本社があります。現在、事業中の二葉の里土地区画整理事業にあわせて、関連公共施設として位置付けている新幹線口広場の再整備、広島駅自由通路、ペデストリアンデッキも順次整備される予定であり、この地区の回遊性向上によるにぎわいの創出が期待されます。

二葉の里地区の事業に関する経緯について説明します。

平成18年、国、県、市及びJR西日本の四者で「二葉の里三丁目地区まちづくり推進協議会」を設置し、平成20年に「二葉の里地区まちづくり基本計画」を策定、この中で計画的な土地の高度利用などの方針が示されました。

これを実現していくため、平成21年、国・県・市・JR西日本にUR都市機構を加えた五者により、「二葉の里地区の整備に関する基本協定」が締結され、土地区画整理事業の実施等に関し合意されました。

この協定に基づき、都市計画審議会において、二葉の里土地区画整理事業や広島駅新幹線口周辺地区地区計画などについてご審議いただき、平成22年1月、都市計画決定しました。

土地区画整理事業については、平成22年7月、国土交通大臣から事業認可を受け、UR都市再生機構が事業を進めており、この3月に事業完了の予定です。

この地区に定めた「再開発等促進区を定める地区計画」とは、大規模な未利用地の土地利用転換を円滑に推進するための地区計画です。

開発計画の熟度に応じて容積率の最高限度等を段階的にきめ細かく決定することや、用途地域の変更を行わずに、容積率等（用途、容積率、建ぺい率、高さ等）の制限を緩和することが可能になります。

他都市の例では、札幌市のサッポロファクトリーがある「ビール工場跡地地区地区計画」や東京ミッドタウンがある「赤坂9丁目地区再開発地区計画」など全国に約220地区あります。

具体的な内容としては、名称が「広島駅新幹線口周辺地区地区計画」、位置は、東区二葉の里三丁目の全部並びに二葉の里一丁目、二丁目、上大須賀町及び若草町の一部、南区松

原町の一部です。面積は、約 29.4 ヘクタールです。

この地区計画の決定にあわせて、本市では、平成 21 年 11 月、二葉の里三丁目地区まちづくり推進協議会、その翌月に都市計画審議会で、それぞれご審議いただき、「広島駅新幹線口周辺地区における用途地域及び容積率の見直し等の都市計画に関する運用方針」、以下、「都市計画の運用方針」と言いますが、を策定しました。これは、当地区における用途地域、容積率の見直しの考え方のほか、計画概要を盛込んだ企画提案書を策定するための要件などを示しています。

企画提案書の内容は、「二葉の里地区まちづくり基本計画」に適合する必要があります。この基本計画では、歴史・文化軸上の「二葉の里歴史の散歩道」や景観形成軸である二葉山軸、桜の馬場軸などにおいて、壁面後退や緑化などにより敷地内にオープンスペースを確保するなど、ゆとりある快適な都市空間の創出により、統一感のある魅力的な街並みが形成されるよう誘導していくこととしています。

開発事業者から本市に計画概要を示した企画提案書が提出されるごとに、本市では、その内容が都市計画の運用方針や基本計画などに適合していることを確認し、提案の内容に応じた地区計画の都市計画変更手続きを行います。本件も、こうした手続きにより進めています。

当地区では、平成 22 年 1 月に地区計画を当初決定して以降、23 年 8 月に C-3 地区での小規模宅地、24 年 2 月に C-1(1)地区でのイズミ本社、24 年 8 月に B-2(1)地区での県高精度放射線治療センター等、昨年 12 月に B-1 地区での JR 鉄道病院の 4 か所について地区計画の変更を行っており、今回が 5 か所目になります。

この位置図の左上の青線で示した C-2(1)及び C-2(2)地区が今回の案件の位置です。面積は合わせて約 0.42ha になります。

ここを拡大してみます。南側に「株式会社日本アイコム」による共同住宅、北側に「有限会社マリエール企画」による事務所ビルが計画されています。

まずは、C-2(1)地区の「株式会社日本アイコム」による共同住宅の概要です。このパースは敷地南側から見た完成予想図です。

敷地面積は約 3 千㎡、用途は共同住宅、階数は地上 14 階、延べ床面積は約 9 千 6 百㎡です。

具体的にまちづくりに配慮している事項としては、この配置図にあるように、建物が、南西側の道路から 5m 以上、南東側の道路から 2.5m 以上の壁面後退をしています。

沿道の壁面後退によって生み出された空間には、歩道や緑地と一体となった緑豊かなゆとりある歩行者空間を設けています。

敷地南側には、街角広場を整備し、歩行者が気軽に利用できる空間づくりにも配慮しています。

次に C-2(2)地区の「有限会社マリエール企画」による事務所ビルの概要です。このパースは敷地北側から見た完成予想図です。

敷地面積は約 1200 m²、用途は事務所、階数は地上 3 階、延べ床面積は約 980 m²です。

具体的にまちづくりに配慮している事項としては、この配置図にありますように、建物が、北側の道路から 10m 以上の壁面後退をしています。

この北側の「歴史の散歩道」沿いでは、壁面後退によって生み出された空間を緑化し、ベンチ等を設置することにより、歩道及び緑地と一体的なオープンスペースとし、歩行者が憩い、散策できる連続した空間の確保に配慮しています。

現在、「二葉の里地区まちづくり基本計画」に基づいた、統一感のある魅力的なまちづくりが進められています。

この図は、現在の当地区の都市計画の制限を示しています。

用途地域は近隣商業地域で容積率が 300% となっていますが、計画が具体化するまでの間、地区計画で建築物の容積率の最高限度を暫定的に 200% に制限しています。

現在、C 地区は、地区計画の土地利用に関する方針において、「都心住居等の機能を主体に、広島駅に近接した利便性を生かした業務・商業等の機能が複合した土地利用とする」としています。

今回の変更は、この方針に沿った共同住宅及び事務所ビルの新築計画の具体化に伴い、それぞれの敷地のある C-2(1) 及び C-2(2) 地区の容積率の最高限度 200% を解除するものです。これにより、用途地域に定めた容積率 300% まで利用できることになります。

本地区計画の変更案について、昨年 11 月 5 日から 2 週間の「原案の縦覧」、12 月 11 日から 2 週間「案の縦覧」を行いました。いずれも意見書の提出はありませんでした。

これで、第 1 号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○藤原会長 それでは、ただいまの第 1 号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○井尾委員 ちょっと教えてください。マリエール企画というのは何を、どういうことをする会社でしょうか。

○事務局（藤田都市計画課長） 不動産管理をする会社です。

○井尾委員 従来から広島にあった会社なんですか。

○事務局（藤田都市計画課長） マリエール企画というのは事務所をつくるだけでして、実際に中にはいるのはグローリーという会社でして、そこは自動販売機の製造とかメンテを行っている会社です。

○井尾委員 素人感覚で申し訳ないですけど、せっかくこの土地が、隣には14階建ての共同住宅、マンションですね。3階建ての事務所となると、何か、もったいないいうか、適当かどうかかわらんいうか、という感じがしたんで、ちょっと質問したんですが、どういういきさつがあるのかと。土地を交換したとか、そういうこと？

○事務局（藤田都市計画課長） 元々はですね、C-2街区というのは日本アイコムが一括で取得したんですけども、その一部をですね、マリエール企画の方に転売したということになっておりまして、その転売の結果、マリエールさんが必要な事務所を建築されるということでございます。

○井尾委員 ちょっともう一点いいですか。小規模宅地というのは、どういう風なところになってるんですか？

○事務局（藤田都市計画課長） 元々この街区の中にですね、個人で土地を持たれている方がいまして、土地区画整理事業を進めるにあたりましてですね、その街区を、ある区画に整備しないと事業ができないものですから、その小規模宅地のところに集めて、6区画あったんですけども、区画整理として取得したということで、一番最初に変更しております。

○井尾委員 6戸ですか？

○事務局（藤田都市計画課長） はいそうです。

○藤原会長 ご質問はよろしいですか？ご質問内容はよろしかったでしょうか。

○井尾委員 わかりました。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

○生田委員 ちょっといいでしょうか。

○藤原会長 はい。

○生田委員 地区計画もかなり進んできたんですけども、気になってるのがですね、常盤橋若草線なんですけど、かなり道路拡張も進んでおるんですが、渋滞の状況がですね、まだ、結構渋滞してるんじゃないかと思うんですが、将来的にあのエリアのですね、交通計画

についてはどういうことを考えておられるのかなということがわかれば、聞かせていただきたい。

○事務局（藤田都市計画課長） 常盤橋若草線でございますけども、この土地区画整理事業に合わせまして、4車線の道路を6車線に拡幅したりですとか、あるいは交差点改良、左折車線とか右折車線を付加しまして、最大10車線まで拡幅する計画になっております。さらに新幹線口広場でございますけども、今、マイカーとバスが同一のエリアに入っております、そこが渋滞になっているということで、この度の再整備に合わせまして、マイカーとバスを分けるような計画をして、対策を考えているような状況でございます。

○生田委員 今はその程度ですね。はいわかりました。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。ほかにございませんようでしたら、第1号議案につきましては、原案どおり可決ということにしてよろしいでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第1号議案につきましては、原案どおり可決いたします。

続きまして、第2号議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（長光都市デザイン担当課長） 第2号議案、広島市景観計画の策定について、都市デザイン担当課長の長光が説明させていただきます。よろしくお願いします。着席にて説明させていただきます。

まず本日の資料ですけども、A4、2枚もので目的とか経緯ですとか、そういったものを整理しております。それと、分厚い本編と、概要版と言うことで資料を配らせていただいております。事前に資料の方を送付させていただきましたけれども、若干文言の修正とかがございましたので、全差し替えということでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それではまずA4縦の資料で、景観計画の策定の経緯等について説明をさせていただきます。

まず、目的ですけども、本市におきましては昭和56年、広島市都市美計画を策定しまして、その後30年以上にわたりまして、建築物や工作物といったものに対して景観協議を実施し、美しい都市景観の形成に取り組んできました。

平成16年の景観法の施行を受けまして、これまでの取り組みを集大成し、さらに充実発展させるため、景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示す、広島市景観計画の策

定に取り組んでいるところです。

続きまして経緯ですけれども、景観法の施行を受けまして、平成 18 年に景観条例を施行、平成 20 年に、この条例に基づきます、景観形成基本計画を策定しました。この基本計画に基づきまして、順次、地区ごとにですね、景観計画を策定すると、いう風な方針に基づきまして、まず、最初の地区として、原爆ドーム・平和記念公園周辺地区の景観計画の素案を作成し、地元説明を行いました。この計画の中には原爆ドーム周辺のバッファゾーンにおけます高さ制限を設けたこともありまして、その制限に対する多くの反対意見がございました。

その後、平成 21 年 7 月には、市議会で当該計画の白紙撤回を求める誓願が採択されたということで、こういった状況を受けまして、平成 22 年 12 月に、策定方針の見直しを行いました。見直しの内容ですけれども、1 点目は、市域全体を対象とした景観計画を一括策定する、もう 1 点は、高さ制限については、景観計画から一旦除外し、当面、要項等で対応する。現在、この方針に基づきまして策定作業を進めています。

3 番の、策定の取り組みですが、昨年度、景観計画の骨子を取りまとめました。今年度に入りまして、景観審議会での審議を経て、市民意見募集なども行いまして、現在、景観計画の案を取りまとめたところです。そして本日、都市計画審議会での意見聴取に至っております。

4 の今後の予定、取り組みですけれども、2 月 17 日から案の縦覧を行いまして、今年度末までに景観計画の内容を取りまとめたいと考えております。来年度 6 月の条例改正に合わせて計画を策定、公表し、一定の周知期間をおきまして、平成 27 年 1 月に運用開始としたいと考えております。

それでは次に、2 ページ目をごらんいただきたいと思います。本日の景観計画について本審議会に意見をお聞きする趣旨についてご説明させていただきます。

1 番にありますように、景観計画の策定にあたりましては、景観法第 9 条の規定によりまして、都市計画審議会の意見を聞くこととなっております。これは、2 にありますように、景観計画に、都市計画と密接な内容が含まれることがあるためでございます。景観計画においては、建築物の形態や色彩などの形態意匠の基準のほかに高さ制限、壁面の位置の制限などを示すことができます。これらの制限を含む場合には、都市計画の内容との棲み分けや整合を図る必要があります。

3 番目といたしまして、現在策定している景観計画の案には、これまでの経緯をふまえて、形態意匠の基準を示すのみで、高さ基準は含んでおりません。また、本市の現行の地区計画では、建築物の形態または意匠の制限、ここに簡単な表を載せてますけれども、例えば自己用以外の広告物の禁止ですとか、刺激的な色彩の制限ですとか、屋根の形態の制限、そういったものを定めておりますけれども、これらの内容につきましてはいずれも、今回策定している景観計画の内容に反するものではなく、整合が図れております。

4 番ですけれども、今後、景観計画に高さ制限等を追加する場合には改めて都市計画審議

会に意見をいただく予定にしております。

それでは、景観計画の内容についてご説明させていただきます。本日は本編と概要版をお配りしておりますが、限られた時間での説明になりますので、概要版で説明させていただきます。A3 横の資料でございます。

1 ページをお開き下さい。本計画は左面のとおり、ビジョン編と推進編で構成しております。ビジョン編では、第 1 章で背景や意義、位置づけなどの基本的事項、2 章から 4 章では本市の景観特性を踏まえた課題などから、理念、基本方針、施策展開の方向性を整理しております。

推進編については、まず、5 章で景観法に基づく取り組みを実施するエリアとして、景観計画の区域などを定めています。次に 6 章から 9 章では、建築物や工作物の届出制度や屋外広告物の基本方針などの内容を整理しています。10 章では、景観づくりを総合的に推進するための方策を体系的に整理しています。

それでは順次、内容についてご説明させていただきます。

右面をご覧ください。第 1 章、基本的事項についてです。1. 背景、2. 意義につきましては、先ほどの説明と内容が重複しますので省略させていただきます。3. 位置づけですが、景観計画は、景観法第 8 条に基づき策定するもので、広島市基本構想に即するとともに、広島市都市計画マスタープランに適合したものとします。目標年次は、都市計画マスタープランに合わせて平成 42 年度としています。

景観の定義では、景観とは、視覚的な街の姿だけでなく、歴史や文化、自然、日常生活から醸し出される雰囲気など、見る人の知識や価値観などからの街の感じ方を含めたもの、と、幅広くとらえています。

2 ページをお開き下さい。まず、第 2 章、課題の 1、景観特性を踏まえた課題です。ここでは、本市の景観特性を団地、河川、海などの地形、デルタ市街地や田園地域などの市街地形成、広島城築城以来の都市の発展、原爆による廃墟からの復興などの都市の成り立ち、フラワーフェスティバルなどのイベントやとうかさなど、伝統的な祭りなどの生活文化、の 4 つの視点で分析し、ページ真ん中で示すとおり、主要課題を平和、歴史文化など、4 つに整理しています。

ページ右側の第 3 章では、これらの課題を踏まえ、理念、基本方針を定めています。理念として、世界に誇れるまちの実現に向けて歴史文化を伝える資源や、水と緑に囲まれた自然を生かした、美しく、品のある都市景観を創出すると掲げています。基本方針は、平和、歴史文化、水と緑、にぎわい・おもてなしの 4 つのキーワードで整理し、これらを包括した方針として、広島らしい風情があり、おもてなしの心あふれる景観づくりを心がけています。

3 ページをお開き下さい。第 2 章、課題の 2、これまでの景観形成の取り組みを踏まえた課題と、第 4 章、施策展開の方向性についてです。このページでは、これまでの取り組みを踏まえた課題を、(1) 総論的な課題と、(2) テーマ別課題に分類し、それぞれの課題

を踏まえた、施策展開の方向性を右側にまとめています。総論的課題では、多角的な施策を継続して展開していく必要性を示し、施策展開の方向性として景観形成に向けた取り組みを総合的、継続的に展開することで、多様性ある、広島らしい景観を形成し、世界的な都市ブランドを高めていきます、としています。テーマ別課題では、市民意識の醸成、規制誘導の充実、活動取り組みの促進、の3つの観点から課題を分析し、右面にあるように、それぞれ、学び考える、守りつくる、広げ育てる、をキーワードに、施策展開の方向性を定義しています。

4 ページからが推進編です。左面の図は、1 ページでご説明した 5 章から 9 章の構成に、建築物の届け出や、屋外広告物の許可申請などの手続き等を加えた景観誘導の枠組みを示しています。右面は、景観法に基づく届出制度と、これに先立つ事前協議制度、建築確認申請などの関係をフロー図で示しています。事前協議制度は、景観計画の運用開始後もこれまでの要項に基づく対話型の協議を残すもので、設計の早い段階から協議を行うことにより、より効果的な景観誘導が図れるものと考えています。

5 ページは景観計画区域等についてです。景観計画区域とは、景観計画の対象エリアのことで、広島市全域としています。景観計画重点地区は、本市の景観上重要かつ象徴的、代表的な地区で、表に示すように、平和、歴史文化など、4 つの基本方針を踏まえ、原爆ドームおよび平和記念公園周辺地区や、縮景園周辺地区、リバーフロント・シーフロント地区など、13 地区を定めています。ページ右面下では、優先地区以外の区域において、地域の方々と共通認識を図ることで、地域特性を生かした景観形成を進めるため、特徴ある景観を有する地区について例示しており、本編ではこれらの 5 地区を含め、26 地区を指定しています。

6 ページをお開き下さい。第 6 章、建築物や工作物の届出制度についてです。1 の届け出対象行為は、建築等に際して届け出が必要となる対象建築物や、工作物、開発行為などのことで、これまでの景観協議制度の対象を踏まえ、表に示すように、エリアごとに種類や規模を定めています。例えば、原爆ドームおよび平和記念公園周辺地区などについては、全ての建築物、リバーフロント・シーフロント地区においては 13m を超える建築物、5 階建て程度が対象となります。

次に、右面の、景観形成の方針および形態意匠の基準についてです。別冊の本編では、各重点地区と、その他の一般区域について、それぞれ、対象エリア、景観形成の方針、形態意匠の基準などを定めています。ここでは、重点地区の中でも最も対象エリアが広く、届け出件数も多いと予測されるリバーフロント・シーフロント地区を例に、その概要を示しています。(1) では対象エリアを図示し、(2) では景観形成の方針として水の都広島にふさわしい、うるおいややすらぎ、にぎわいを創出する景観の形成を掲げています。

7 ページをお開き下さい。形態意匠の基準についてです。形態意匠の基準は、これまでの 30 年以上、1 万件を超える景観協議制度の実績を踏まえ、この基準を踏襲することを基本としています。左面はその例示で、建築物の屋上や壁面の緑化、駐車場の目隠しや緑化に

よる修景など、指定誘導のイメージを示したものです。右面は色彩基準の解説です。色彩については、新たに、マンセル表色系による定量的な基準を用い、色を色相、明度、彩度の 3 つの尺度で表します。色相は、赤、青、黄などの色合い、明度は、明るさの度合い、彩度は、あざやかさの度合いを示すものです。真ん中の数字のように、この表色系を用いて、建築物の外壁の面積割合に応じて、外壁のほとんどを占める基調色、5 分の 1 程度の補助色、部分的なアクセントとなる強調色の基準や、屋根の色の基準を設けることとしています。下の図 4 は、オレンジの色相を例に、外壁の基調色の基準例を青い枠で示したのですが、例えば、下の黒い建物は基準外となり建築することができません。

8 ページをお開き下さい。左面は、リバーフロント地区の具体的な色彩基準です。10 個の色相区分により色基準を示していますが、左の列の上 3 つの、赤、オレンジ、黄の暖色系の色相です。青の枠が外壁の基調色、オレンジの枠が補助色、緑の枠が屋根色の使用可能色を示しています。本市の既存建物の 80%以上がこれらの暖色系であり、青や緑など、その他の色相については、暖色系を基調とした町並みになじみにくいことから、これらの基準に比べて使用可能範囲を狭くしています。これらの定量的な基準をあらかじめ明示することで、より効率的な設計や協議が可能となると考えています。なお、色彩の基準、この定量的な基準ですけれども、数値による一律の規制が実態に合わない場合も想定されます。このため、一義的には不適合のものであっても、景観審議会での審議などを経て、町並みの形成上支障がないと思われるものについては適合とするなど、柔軟な運用をできる仕組みも設けます。右面の下側のパーツは、計画にかかる市民や事業者の理解が進むよう、色彩基準などに基づき、景観誘導を行った場合の改善イメージを示したものです。彩度の高い外壁や、過大な屋外広告物が改善され、緑豊かな川沿いにふさわしい、落ち着いた景観が形成されていることをイメージしています。

9 ページをお開き下さい。第 7 章、屋外広告物に関する基本方針についてです。屋外広告物は都市景観を構成する重要な要素です。具体的な基準は、今後、屋外広告物条例に規定することになりますが、景観計画では、その基本方針を示します。ここでは、その主な方針として、過剰な広告物を抑制する壁面広告の面積制限、けばけばしい色彩の規制、などのイメージを示しています。

次に、右面の、第 8 章、景観重要建造物および景観重要樹木についてです。景観上重要な役割を果たす建造物や樹木についてその存在価値を公的に位置づけるため、その規制方針や保全活用の方針を定めます。

10 ページを開けて下さい。第 9 章、公共施設および景観重要公共施設についてです。道路、河川、公園などの公共施設は、人々の生活に身近な存在であり、一定のまとまった空間を有し、景観面においても大きな影響力を持つため、十分な配慮が求められます。これらの施設管理者は、国や県など、多様な機関にわたっており、本市の景観形成に向けて連携を深めるためには、景観計画に各施設の整備の方針などを明記し、このことについて共通認識を持つことが大切であると考えています。公共施設の整備方針では、(1) 道路、(2)

河川、港湾、（３）公園、緑地について、景観的な視点で整備方針を示しています。

11 ページをお開き下さい。景観重要公共施設についてです。公共施設のうち平和大通りなど、重点地区内の主要な公共施設などを景観重要公共施設として位置づけ、その整備方針や、整備に関する配慮事項を記述しています。ここでは、平和大通りの整備方針などを例示しています。

12 ページをお開き下さい。第 10 章、景観づくりを総合的に推進するための方策についてです。ここでは、ビジョン編で整理した、市民意識の醸成や、規制誘導の充実など、３つの施策展開の方向性を踏まえた、主要な推進方策を体系的に整理しています。（１）市民意識の醸成では、景観シンポジウムの開催や、広島まちづくりデザイン賞などの実施を掲げており、また、広島の誇りある、景観まちづくりプロジェクトの実施については、前回の本審議会でのご意見を踏まえ、自動車などから見る、人の心に響くシークエンス景観、動的景観などの情報発信を記述しております。（２）規制誘導の充実では、事前協議制度の実施や、公共施設のデザインを高める都市デザインアドバイザー会議の実施など、（３）活動取り組みの促進では地域住民等による景観まちづくり活動の推進、景観協議会や景観協定等の活用促進等を記述しています。市民、事業者、行政が協同して、これらを着実に実施することにより、これまで以上に充実した景観づくりが促進されることと考えております。

以上で、広島市景観計画案についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○藤原会長 はい。それではただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 特にございませندでしょうか。はい、そうしますと、事前に資料をご覧いただいております、特にこの場でご質問、ご意見ないようでしたら、第 2 号議案につきまして、原案通りとすることを適当と認めると、市長に答申することについて、ご了承いただけますでしょうか。

○全委員 異議なし

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは第 2 号議案につきましては、原案通りとすることを適当と認めると、市長に答申することにいたします。

以上で、ずいぶん早い時間ですが、本日の審議事項は全て終わりました。本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございました。